○防衛省告示第百六十八号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二条の規定によりアメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、共同使用及び追加提供が平成二十六年八月二十九日次のとおり決定された。

平成二十六年九月一日

防衛大臣　小野寺五典

陸上施設

◎共同使用

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘要
三一八一	硫黄島通信所	東京都小笠原村	国有 民有	土地：約九〇、〇〇〇平方メートル 土地：約一四、〇〇〇平方メートル 防衛省がアンテナ施設を整備及び運用するための用地として共同使用する。

◎追加提供

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘要
一〇六七	北海道・千歳演習場	千歳市	国有	土地：約二四六、〇〇〇平方メートル 建物：約一、一〇〇平方メートル 工作物：囲障等 訓練施設として追加提供する。 使用期間：平成二十六年九月二十八日から同年十一月八日までの間（必要に応じ、仮設建物等の建設及び取壊し期間）
四〇九二	岩国飛行場	岩国市	国有	建物：約二三、〇〇〇平方メートル 工作物：門等 家族住宅等として追加提供する。
四一六一	小松飛行場	小松市	国有	建物：約二二〇平方メートル 工作物：水道等 エンジン整備場として追加提供する。
六〇〇九	キャンプ・シュワブ	名護市	国有	建物：約七六〇平方メートル 工作物：門等 管理棟等として追加提供する。

○中部地方整備局告示第百四十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年九月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年九月一日

中部地方整備局長　八鍬　隆

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四十二号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
松阪市小津町字八準歸五二一番二から同市八太町字クリ穴五八三番一まで	前	B　一二・二〇～一六・〇〇メートル	二九・〇〇メートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	A　一二・二〇～一六・〇〇メートル B　二九・〇〇～一八四・〇〇メートル	一一・九五〇キロメートル 七・四四二キロメートル	

(四)　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局紀勢国道事務所

○中部地方整備局告示第百四十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年九月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年九月一日

中部地方整備局長　八鍬　隆

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四十二号	松阪市松崎浦町字下ノ坪一九九番一から同市松崎浦町字中ノ坪一五九番二まで	中部地方整備局及び同局紀勢国道事務所

供用開始の期日　平成二十六年九月一日

○中部地方整備局告示第百四十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年九月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年九月一日

中部地方整備局長　八鍬　隆

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四十二号	桑名市多度町香取字高割四三二番一から同市多度町下野代字川原一二四七番三まで	中部地方整備局及び同局北勢国道事務所

供用開始の期日　平成二十六年九月一日

○近畿地方整備局告示第百五十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年九月一日

近畿地方整備局長　森　昌文

一　施行者の名称　京都府

二　都市計画事業の種類及び名称　宇治都市計画交通広場事業一号玉水駅西交通広場

三　事業施行期間　自平成二十六年九月一日至平成三十二年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　京都府綴喜郡井手町大字井手小字柏原、辻垣内及び野畑地内

使用の部分　なし

○中国地方整備局告示第百五十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年九月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年九月一日

中国地方整備局長　尾藤　勇